

## 愛媛県教育委員会10月定例会議事録

### 1 開会の日時及び場所

令和7年10月23日（木）午後1時30分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

### 2 出席者

教育長 高岡哲也	委 員 関 啓三	委 員 北須賀逸雄
委 員 畠山千愛	委 員 田坂文明	委 員 山下由美

### 3 欠席委員

なし

### 4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 小山哲司	指導部長 小池達士
教育総務課長 栗田 謙	施設厚生室長 加藤 剛
社会教育課長 伊賀上慶樹	文化財保護課長 廣田 聰
保健体育課長 近藤博隆	義務教育課長 渡部真一
高校教育課長 川本昌宏	高校教育課魅力化推進監 野村竜也
人権教育課長 佐々木直	特別支援教育課長 壽海雅彦

### 5 会議の概要

#### (1) 開 会（午後1時30分）

（教育長） ただいまから教育委員会10月定例会を開会します。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は、所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等は電源を切るなどしておいていただきますよう御協力をお願ひいたします。

（教育長） 最初にお知らせいたします。10月12日付けで畠山千愛委員が再任されました。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

（教育長） それでは次に、委員の皆様に提案させていただきます。本日の議事のうち、議案第45号公立小学校長の懲戒処分について及びその他の協議案件の表彰案件（1件）につきましては、人事案件であることから、審議を非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、そのようにさせていただきます。

（教育長） 最初に公開案件から審議することといたします。事務局が資料を配布しますので、少々お待ちください。

#### (2) 9月定例会議事録の承認

（教育長） それでは、9月定例会議事録の承認についてお諮りいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） 全員異議ございませんので、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案審議に移ります。

#### (3) 教育長報告

○令和7年9月定例県議会質問及び答弁要旨について

(教育長) 令和7年9月定例県議会質問及び答弁要旨について、副教育長から報告をお願いします。

(副教育長) 先に開催された9月定例県議会の質疑の概要につきまして、御手元に配布しております資料「令和7年9月定例県議会教育委員会関係質問及び答弁要旨」に基づいて報告いたします。

まず、本会議の状況は、資料に記載のとおり、教育委員会関係は7名の議員から10件の質問がありました。以下、主な質疑について報告をいたします。

中高生の部活動環境の充実の質問に対して、生徒の人格形成や人間関係づくりなど、教育的意義の高い部活動は、学校のみならず地域の魅力化にもつながることから、県教育委員会では、少子化が進む中でも、子どもファーストの視点に立ち、持続可能な活動機会の確保と、更なる特色化を図ることが必要と考えております。県立高校の部活動改革と併せ、地域と連携した中学校部活動の地域展開に係る市町の取組を伴走支援している。

県立高校では、88の部で総合部活動や合同部活動、拠点校方式を導入し、部活動機会の確保・充実を図るほか、中高連携による合同練習等を開催するなど地域に根差した魅力的な35校52の部活動を魅Can部に指定して活動の充実を図っており、地域を挙げて駅伝のまちづくりに挑戦する宇和高校陸上競技部など、中学校部活動の受け皿となり得る取組も始まっている。また、市町への専門家派遣や指導者研修など、関係団体等と連携した指導者の確保・育成に取り組むほか、今治東中等教育学校の人工芝グラウンドや東温高校の武道場、宇和高校のスポーツスタジオなど、生徒にとって望ましい活動環境を整備するとともに、今後の部活動の持続可能な運営に向け、ふるさと納税の活用も視野に検討を進めており、引き続き、将来にわたって仲間達と競い、互いを高め合いながら部活動に打ち込める環境づくりに取り組む旨、答弁しました。

次に、私立高校授業料無償化の県立高校への影響と生徒に選ばれる県立高校の実現に向けた取組の質問には、今年7月時点の県立高校等への進学希望率は81パーセントであり、大きな変化は見られないものの、調査結果や私立高校の動向に関わらず、県立高校は質の高い学びを全県域でバランスよく提供する役割と使命を担っており、夢や進路の実現を目指す子ども達から選ばれるよう学校の魅力化を図ることが重要と認識。このため、来年度新たに小松、東予総合、しまなみ、八幡浜、北条清新の5つの高校を開校するほか、理数情報や国際、スポーツ、福祉などの地域や生徒ニーズを踏まえた特色ある学科・コース等を新設し、職業・学科横断的学習の推進や、高い進学目標を達成し得る指導体制の強化に加え、国内外での留学支援や海外留学の単位認定など、時代のニーズを踏まえ、夢の実現に必要な学力や技術力を効果的に習得できる環境整備

に取り組んでいる。

また、昨年度から導入した、特色入学者選抜制度も最大限活用して、自分に合った進路を選択した生徒が、仲間と切磋琢磨しながら課題に向き合い、力強く未来を切り拓くたくましい人材へと成長できるよう、引き続き、地域に愛され生徒に選ばれる魅力ある学校づくりに取り組む旨、答弁しました。

その他、拉致問題に関する人権教育や不登校支援についても質問がありました。

次に、観光スポーツ文教警察委員会での主な質疑として、再編整備の状況と後期計画策定に向けた意気込みについては、前期計画最終年度の令和9年度までを見越した施設等の整備を行っており、来年度は5つの新校を開校するほか、特色ある学科・コース等の新設がピークを迎える。前期計画と同様に、後期計画でも、子ども達にとって何が最善かを基本とする方針に変わりはない。また、市町や住民など地域の理解が不可欠と認識している。人口が減少する中、地域の将来にとってどのような子ども達を育成することが望ましいのか、地域と協議を重ねて着実に再編を進めていきたい旨、答弁しました。

その他、1人1台端末の更新、全国図書館大会愛媛大会に関する質疑がありました。以上でございます。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願ひいたします。

(関委員) 県立高校における総合部活動や合同部活動、拠点校方式の導入や、中高連携による合同練習等の開催について御説明いただきましたが、少子化により生徒が減少している中で、これらを実施している部活動数は、近年、どのように推移しているのでしょうか。

(保健体育課長) 部員不足で成り立たない部活動で様々な活動を実施する総合部活動は、令和5年度には13校21部でしたが、令和7年度には30校41部とほぼ倍増しています。近隣の拠点校に集まつてくる拠点校方式の部活動は、令和5年度には拠点1校1部、参加1校1部でしたが、令和7年度には拠点4校4部、参加8校9部となっています。部員不足にあえぐ団体競技の合同部活動は、令和5年度には33校71部でしたが、令和7年度には26校34部となっており、これについては部活動の精選のほか、少子化、統廃合等の影響もあるのではないかと考えています。

(教育長) ほか、特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○松山城北特別支援学校の校章・校歌について

(教育長) 次に、松山城北特別支援学校の校章・校歌について、事務局から報告をお願いします。

(特別支援教育課長) 令和8年4月に開校する松山城北特別支援学校の校章・校歌について、御報告いたします。

校章・校歌については、松山城北分校に設置している、新校設置に向けた準備委員会において協議し、この度、完成いたしました。

資料を御覧ください。校章については、生徒から募集したデザインを基に美術科の教員が仕上げました。デザインのコンセプトは、松山の「M」をモチーフにして、学校から見える「山」と総合的な探究の時間において取り組んでいる伝統芸能「伊予万歳」の松をイメージした深緑色、未来に羽ばたく「鳥」をイメージした金色、校庭に吹く「海風」をイメージした水色で構成しています。また、令和に開校する学校ということで、現代的なデザインとしました。

校歌については、現行のみなら特別支援学校松山城北分校歌を校歌とします。作詞・作曲は松山城北分校です。歌詞は、グランドデザインや校章のコンセプトに合っており、また、「分校」という言葉が含まれていないため、文言の変更もありません。

なお、完成した校章・校歌については、各校及び本課のホームページにおいて公表します。

以上で、説明を終わります。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願ひいたします。

(教育長) 特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは、教育長報告につきましては以上で終了し、議案審議に移ります。

#### (4) 議 事

##### 議案審議

○議案第39号 愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則について

(教育長) 議案第39号愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

(施設厚生室長) 議案第39号愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

この改正は、愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例が施行されることに伴い、規則の一部を改正しようとするものです。

改正内容は、愛媛県個人番号の利用に関する条例において、個人番号の独自利用事務を定める別表第1から高等学校等奨学給付金、学び直し

支援金、専攻科修学支援金及び専攻科奨学給付金の支給に関する事務が削除されることに伴い、規則における当該事務の削除及び所要の整備を行うものです。

今後は、これらの事務は法令に規定する準法定事務として個人番号を扱うこととなり、実務上の変更はございません。

なお、施行期日につきましては、条例改正の施行日と同日の令和7年10月31日を予定しています。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願ひいたします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第39号愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第40号 愛媛県県立学校学則の一部を改正する規則について

(教育長) 次に、議案第40号愛媛県県立学校学則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

(高校教育課長) 議案第40号愛媛県県立学校学則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

これは、県立学校に入学しようとする者に係る親権者又は後見人以外の保証人を廃止する等のため、規則の一部を改正しようとするものです。

改正内容は、背景として、保護者が保証人を探すことが困難であるとの声が国に対して寄せられており、本県においても要望があったこと、保証人について全国的に見直しが進められていることを踏まえ、愛媛県県立学校学則において、従来、親権者又は後見人と、独立の生計を営む成年者の2人を必要としていた保証人を、独立の生計を営む成年者については廃止し、親権者又は後見人の1人のみとすることとし、この変更に伴う所要の規定整備を併せて行うこととしています。

なお、施行期日につきましては、令和8年4月1日としています。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願ひいたします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第40号愛媛県県立学校学則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決決定をいたしまし

た。

○議案第41号 愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則について

(教育長) 次に、議案第41号愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

(高校教育課魅力化推進監) 議案第41号愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

同規則の概要について、資料の「2 改正内容」を御覧ください。

「(1) 愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正」については、令和8年度より新校として設置される小松高校及び八幡浜高校について、当該規則の別表に追記するものです。

「(2) 愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部改正」については、来年度の入学定員の変更及び令和6年度から7年度までに改正しました生徒定員の学年進行に伴う変更によるものです。

まず、来年度の入学定員について、資料を御覧ください。

「1 高等学校全日制課程」については、令和5年3月に策定した県立学校振興計画に基づき、各校における学科の設置と募集停止、及びそれに伴う入学定員の増減等を行うものです。

それでは、変更がある地区ごとに御説明いたします。

西条地区です。令和8年度からの新校である小松高校に普通科、情報科学科を、同じく新校の東予総合高校にアグリデザイン科、機械電気科、建築土木科、ライフデザイン科、総合学科を設置します。これに伴い、現在の小松、東予、丹原の3校7学科を募集停止とします。この地区の入学定員は、合計で40人の減となります。

今治・越智地区です。今治西高校の普通科を1学級削減し、同校に国際科を設置します。新校のしまなみ高校には総合学科を設置し、これに伴って今治西高校伯方分校普通科及び今治北高校大三島分校普通科を募集停止とします。この地区の入学定員は、合計で20人の減となります。

松山・伊予・上浮穴地区です。北条高校総合学科は、後ほど説明する北条清新高校の設置に伴い、募集停止とします。東温高校については、普通科及び商業科を募集停止とし、総合学科を設置します。また、伊予高校の普通科を1学級削減し、理数情報科及び芸術科を設置します。この地区の入学定員は、合計で40人の減となります。

大洲・喜多地区です。大洲高校に生産科学科、食品デザイン科を設置します。これに伴い、大洲農業高校の2学科を募集停止とします。この地区の入学定員については、増減はありません。

八西・西予地区です。新校の八幡浜高校に普通科、みらい創造工学科、ビジネスクリエーション科、総合学科を設置します。これに伴い、現在の八幡浜、八幡浜工業、川之石の3校5学科を募集停止とします。また、宇和高校の普通科及び生物工学科を募集停止とし、総合学科を設置します。この地区の入学定員は、合計で120人の減となります。

なお、その他の全日制課程の高等学校の入学定員については、今回は変更しないこととし、全日制課程全体としては、入学定員は220人の減となります。

次に、「2 高等学校定時制課程」について御説明いたします。

定時制課程についても、県立学校振興計画に基づく学科の設置・募集停止等を行うこととしています。

まず、松山南高校に商業科を設置し、これに伴い、松山商業高校商業科を募集停止とします。また、松山工業高校の機械科及び建築科を募集停止とし、代わりに機械システム科を設置します。

次に、新校の八幡浜高校に普通科を設置し、現在の八幡浜高校普通科を募集停止とします。同じく新校の北条清新高校には総合学科を設置します。

その他の定時制課程の高等学校の入学定員については、今回は変更しないこととし、定時制課程全体としては、入学定員は40人の増となります。

次に、「3 高等学校通信制課程」について説明いたします。

通信制課程についても、全日制課程及び定時制課程と同様となります。

通信制課程では、新校の北条清新高校に普通科を設置し、これに伴い、松山東高校普通科を募集停止とします。通信制課程全体としては、入学定員の増減はありません。

なお、「4 高等学校専攻科」及び「5 中等教育学校」については、現行の定員に据え置くこととします。

(特別支援教育課長) 「6 特別支援学校高等部」の入学定員について御説明いたします。

新校の松山城北特別支援学校に普通科及びキャリアデザイン科を設置します。また、同校にはあわせて小学部及び中学部も設置することとしています。これに伴い、みなら特別支援学校松山城北分校の普通科及び産業科を募集停止とします。

なお、その他の特別支援学校の入学定員については、今回は変更しないこととし、特別支援学校全体としては、入学定員の増減はありません。

(高校教育課魅力化推進監) 以上を踏まえ、資料に各高等学校、中等教育学校、特別支援学校の入学定員を示しています。

令和8年度の県立学校の入学定員につきましては、以上のとおりです。

続きまして、規則改正の概要を御説明いたします。

資料を御覧ください。先ほど御説明しました来年度の入学定員の変更

及び令和6年度から7年度までに改正しました生徒定員の学年進行に伴う変更により、高等学校全日制課程では、生徒定員が合計595人の減となります。高等学校定時制課程では、生徒定員が合計40人の増となります。高等学校通信制課程では、各校の生徒定員に変更はありますが、生徒定員の合計に増減はありません。中等教育学校では、生徒定員が合計140人の減となります。特別支援学校では、各校の生徒定員に変更はありますが、生徒定員の合計に増減はありません。募集停止を行う学科については、令和8年度以降の募集を停止する旨を、附則において規定しています。

最後に、規則の施行期日については、令和8年4月1日としております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願ひいたします。

(北須賀委員) 志願者数の予測については、どのように計算しているのでしょうか。

(高校教育課魅力化推進監) 志願者数については、過去数年間の志願動向の結果を踏まえ、現在の中学生の人数等を勘案しながら市町別に予測を立てています。

(北須賀委員) 来年度から県立学校振興計画が本格的に出発する大事な時期を迎えることとなり、特に令和8年度新設校には、新たな学科が設けられます。現在、施設設備の準備等も鋭意進められていることと思いますが、「教育は人なり」と言いますので、人員配置等について、何か考えはありますか。

(高校教育課魅力化推進監) 準備委員会設置当初から、専門教科の教員の資質向上を図っているほか、来年度は指導力に優れた教員等を配置することとしており、新校のスタートに相応しいスタッフで進められると考えています。

(北須賀委員) 施設整備だけでなく、管理職も含めたスタッフの充実が極めて重要であろうかと思います。私も大いに期待をしているところですけれども、やはり新設校の開校期というのは、魅力ある学校を作っていく上での基礎になりますので、その部分を怠るとうまくいかない可能性があるということを踏まえていただきて、できるだけ施設設備、それから人員を含めて充実した形で出発していただくようよろしくお願ひいたします。

(教育長) ほかにございませんでしょうか。

(田坂委員) 中学校へのアナウンスについて、令和8年度に向けて、各高等学校が活発に中学校に出向いてアナウンスをしていると思いますが、例えば、北条清新高校の場合は地区をまたいだアナウンスが必要になると思います。その辺りはどのようにになっているのでしょうか。

(高校教育課魅力化推進監) 北条清新高校については、全県下から生徒を募集したいと考えています。学校独自の取組としましては、全県下にチラシを配布することに加えて、可能な限り県下の学校に足を運んで説明をしていただいている。高校教育課としましても、北条清新高校を含めた全ての新校、新学科のPRをするため、今年度初めて5会場で進学フェアを開催いたしました。そこで地域の中学生を含めた子ども達や保護者に向けて、PRをしています。北条清新高校については、全ての会場でブースを出し、来場者に対して詳しい説明をしています。熱心に聞いていただいた生徒や保護者もいましたので、新校の概要がかなり浸透しているのではないかと考えています。

(教育長) ほか、特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第41号愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第42号 令和8年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項について

(教育長) 次に、議案第42号令和8年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項について、事務局から説明をお願いします。

(高校教育課長) 愛媛県県立学校管理規則第44条第2項の規定により、令和8年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項を定めようとするものです。

令和8年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項の概要を御覧ください。

今年度の高等学校の入学者選抜につきましては、昨年度と同様に、一般入学者選抜、特色入学者選抜、定時制の課程の第2次募集のほか、やむを得ない事情により一般入学者選抜を受検することができなかつた志願者を対象とした追検査も実施します。

全国募集についても、引き続き実施します。

学力検査等の期日、合格者の発表の日並びに学力検査の検査教科については、教育委員会5月定例会で可決され、県報で公告しています。

入学者選抜実施上の細部については、教育長が定めることとしており、令和8年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施細目に記載し、各学校に周知徹底を図っていきたいと考えています。

また、生徒・保護者の利便性向上と、教職員の負担軽減の両立を図るため、これまで紙ベースで行っていた県立学校入試の手続を、今年度から電子化することとしており、それに伴った変更をしています。

なお、合格者の発表につきましては、昨年度同様に、当該校における

掲示に加えて県教育委員会が指定するウェブページにも掲載することとしています。

さらに、一般入学者選抜においては、従来より特定の学科において第1志望と第2志望の選択が可能となっていましたが、今回新たに、従来やってきた特定の学科以外の学科におきましても、一部の学科を除いて、第2志望の学科に出願できる制度を導入することとしています。具体的には、これまででは、理数科や国際文理科を志願する生徒は、第2志望で普通科が書ける。あるいは、農業、工業、商業、水産を志願する生徒につきましては小学科内で第2志望まで書けることとなっていましたが、これからは、例えば、ある学校の普通科を志願した生徒が、第2志望として同じ学校の商業科も書けるというような変更でございます。

最後に、新居浜東高校体育科及び伊予高校芸術科における、特色入学者選抜の募集人員の上限を募集定員の100パーセントとするとともに、定時制課程である北条清新高校総合学科においても特色入学者選抜を実施することとしています。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願ひいたします。

(北須賀委員) 追検査は昨年度も実施しているのでしょうか。

(高校教育課長) 昨年度も実施しています。

(北須賀委員) 追検査の受検者は何人いたのでしょうか。

(高校教育課長) 受検者数は多くはございません。

(田坂委員) 例えば、第1志望を普通科、第2志望を商業科での出願を認めるというのは、背景には、できるだけ地元の学校に通いたいという中学生の希望を考えているという解釈でよろしいでしょうか。

(高校教育課長) 域内で学ぶ意欲を有する中学生に幅広く門戸を開くということですが、特に家庭の事情や本人の都合等によって地元の学校に進学したいと強く考えている中学生にとっては、その希望を叶えることにつながるのではないかと考えています。

(教育長) ほか、特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第42号令和8年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第43号令和8年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項について

(教育長) 次に、議案第43号令和8年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項について、事務局から説明をお願いします。

(高校教育課) 愛媛県県立学校管理規則第48条の4の規定により、令和

8年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項を定めようとするものです。

令和8年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項の概要を御覧ください。

今年度の入学者選考につきましては、下線で示しているとおり、「1募集人員」は、今治東中等教育学校を1学年140名、松山西中等教育学校を1学年160名としています。

「4 作文、適性検査及び面接」につきましては、1月9日（金）に志願先の中等教育学校を検査場として、実施することとしています。

「6 入学予定者の発表」は、1月16日（金）午前9時から、当該中等教育学校及び教育委員会が指定するウェブページにおいて行うこととしています。

適性検査等の期日及び入学予定者の発表の日につきましては、教育委員会7月定例会で可決され、県報で公告しているところです。

なお、追検査については実施せず、適性検査等を受検できなかつた志願者に対しては、小学校から提出されている書類を審査して、選考する対応とします。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

（教育長） ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願ひいたします。

（畠山委員） 出願手続の県外からの出願について、毎年何人くらいの生徒が県外から入学されているのでしょうか。

（高校教育課長） 中等教育学校における県外からの入学者数については、公表していません。全国募集をしている学校では、県外から一定数以上の合格者があった場合は公表していますが、個別の入学者数については、今のところ公表していない状況でございます。

（畠山委員） 県外からの入学者はいたのでしょうか。

（高校教育課長） 県外からの入学者はいました。

（北須賀委員） 県外からの入学者区分を設けているのであれば、それは人数を公表すべきではないでしょうか。

（高校教育課長） 頂いた御意見を考慮して、今後、公表の在り方については検討していきたいと思います。

（教育長） 何かの理由があつて、公表していないのでしょうか。

（高校教育課長） 中等教育学校の場合は、小学校段階からの入学ということもあり、これまでそういう整理をしてこなかつたということもございます。県外からの入学者がいるということは把握していますが、これまで特に問い合わせもなかつたため、公表はしていないという状況でございます。

（教育長） 頂いた御意見については、これまでの経緯を踏まえて内部で検討していきたいと思います。例えば、中等教育学校の県外からの入学

者数については、これまで特に要望もなかつたため整理していなかつたかもしれません、確認していただければと思います。

(教育長) ほか、特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第43号令和8年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第44号令和8年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項について

(教育長) 次に、議案第44号令和8年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項について、事務局から説明をお願いします。

(特別支援教育課長) 愛媛県県立学校管理規則第57条第3項において準用する同規則第44条第2項の規定により、令和8年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項を定めようとするものです。

令和8年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項の概要を御覧ください。

本科入学者選抜及び専攻科入学者選抜を、資料に記載した内容により実施いたします。

なお、出願手続につきましては、松山盲学校を除き、いずれも県立高等学校と同様に手続を電子化することとしています。

おって、学力検査並びに合格者の発表の期日については、先の教育委員会5月定例会で可決され、県報で公告しています。

入学者選抜実施上の細部については、教育長が別に定めることとしており、令和8年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施細目に記載し、各学校に周知徹底を図っていきたいと考えています。

なお、追検査については、先ほどの中等教育学校入学者選考と同様に実施せず、別室受検で対応するほか、学力検査等を受検できなかつた志願者に対しては、特別支援学校及び中学校等から提出されている書類を審査して、選抜する対応としたいと考えています。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願ひいたします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第44号令和8年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項については、原案のとおり可決決定をいたしました。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人及び

報道機関の皆様は退席をお願いいたします。

(教育長) 議案審議を再開する旨宣する。

○議案第45号 公立小学校長の懲戒処分について

(教育長) 議案説明を求める。

(義務教育課長) 令和4年当時勤務していた中学校において、セキュリティポリシーに違反して、全校生徒413名分の名簿データをアクセス制限のかからない環境下に保存し、教職員以外でも閲覧できる状況にしたことにより、個人情報を流出させ、公務の運営に支障を生じさせた公立小学校長について、懲戒処分する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(北須賀委員) 他の教員は名簿データが共有フォルダに保存されている状況を把握できないのか質問する。

(義務教育課長) 教材用の共有フォルダにはアクセス制限が掛かっていないため誰でも見ることができ、パソコン操作に長けた生徒が、階層が非常に深いフォルダに保存されていたデータを見つけたという状況である旨説明する。

(北須賀委員) 校内の情報セキュリティ担当教員が常に監視をすることを中学校ではしていないのか質問する。

(義務教育課長) 常時の監視体制を取っている中学校は少ないと推測する旨、その管理監督をする立場の者が起こした事案である旨答える。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(教育長) 議案審議を終了し、その他の協議に移る旨宣する。

## (5) その他

○令和7年度県政発足記念日知事表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(教育総務課長) 令和7年度県政発足記念日知事表彰の被表彰候補者に（2名）について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

(教育長) その他の協議を終了し、非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

## (6) 閉会（午後2時28分）

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会10月定例会を閉会いたします。